

道州制特区の推進に関する意見書

1 地方分権の推進

将来の道州制を展望し、これまでの中央主導の全国画一的な行政システムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、地域のことは地域で決めることができる分権型社会を構築するためには、国から都道府県への権限移譲等を積み重ねるとともに、住民に最も身近な基礎自治体が中心的な役割を果たすことができるよう、都道府県から市町村への権限移譲等に取り組むなど、地方分権の一層の推進に努めることが重要であります。

このため、国においては、地方への権限及び財源の移譲等に積極的に取り組むよう、お願い致します。

2 道州制特区推進法の意義

道州制特区の取り組みは、地方からの提案に基づき国から権限及び財源の移譲を先行的に実施するなど、地方分権の一層の推進を図る上で極めて大きな意義を持つものであります。

全国知事会としても、これまで2度にわたる緊急アピールを採択するなど、強く支援してきたところであり、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律、いわゆる「道州制特区推進法」の成立は、関係各位のご努力の賜物と受け止め、地方分権を更に前進させるステップとなるものと評価しております。

特定広域団体からの提案を受け、道州制特別区域推進本部における議論に参画し、道州制特別区域推進本部長に意見を述べるができる「参与」が置かれたことは、地方の声を国政に反映する画期的なシステムであり、地方分権の推進にとって大きな前進であります。また、特定広域団体の知事に加え全国知事会が推薦する知事により構成される「参与会議」が今回、初めて開催されることは極めて意義深いことであると考えております。

このため、国においては、いわば「国と地方の協議の場」ともいふべき参与会議としての意見を最大限尊重されるよう、お願い致します。

3 北海道の取組

道州制特区推進法の制定を踏まえ、北海道においては道州制特別区域推進条例を制定し、道民の参加と対話によって道州制特区の提案を組み立てていくため、知事の附属機関として道州制特区提案検討委員会を設置し、道民や市町村、経済界等から寄せられた提案をベースに公開での審議を行って提案内容を取りまとめ、昨年12月、北海道議会の議決を経て、国に正式提案したところであります。

今回の北海道の提案は、法に基づく初めての提案として今後の前例となるものであることから、地方分権の一層の推進と北海道の自立的発展等を図る観点から、下記の事項に配慮の上、政府においても積極的にその実現に取り組んで頂くようお願い致します。

- (1) 北海道の提案は、道内市町村の意見聴取等を経て、北海道議会において全会派一致で議決されたものであり、国においては、これを最大限尊重すること。
- (2) 北海道の提案は、住民に身近な道政上の諸課題を解決するための有力な手立てとして、法令改正等の適切な措置を講じるよう求めるものであり、国においては、提案趣旨の実現に向けて多面的な検討に努めること。

平成20年2月14日

道州制特別区域推進本部長 福田 康夫 様

道州制特別区域推進本部参与会議
参与 岡山県知事 石井 正弘
参与 北海道知事 高橋 はるみ